

令和8年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和8年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務

2 業務内容及び目的

別紙1「企画提案仕様書」のとおり。

3 予算規模

69,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※1 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※2 上記金額を超える提案は無効とする。

※3 社会情勢等の影響に伴う各支援員の増減等については、必要に応じて、別途、改定契約を締結する。

4 応募資格

応募者は令和4～7年度札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者（申請中の場合、企画提案書の提出期限（下記8参照）までに登録されていること）のうち、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと
- (5) 業務を担当する事業所（本店又は支店等）が札幌市内にあること

5 本企画提案に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 企画提案に関する質問受付 | ・・・ 令和7年12月25日（木） 17時まで |
| (2) 企画提案参加意向申出書の提出 | ・・・ 令和8年1月8日（木） 17時まで |
| (3) 応募申請書及び企画提案書等の提出 | ・・・ 令和8年1月22日（木） 17時まで |
| (4) ヒアリング審査 | ・・・ 令和8年2月5日（木） 予定 |
| (5) 審査結果の通知 | ・・・ 令和8年2月下旬 予定 |
| (6) 契約締結 | ・・・ 令和8年3月上旬 予定 |

6 企画提案に関する質問受付

(1) 質問

企画提案への参加を検討する事業者からの質問を、下記のとおり受け付ける。

ア 提出期限

令和7年12月25日（木） 17時まで（必着）

イ 提出方法

Eメールにより受け付ける。メールの件名は「（事業者名）令和8年度～令和10年度就労ボランティア体験事業委託業務 質問書」とし、「質問書」（様式1）を提出すること。電話や口頭での質問は受け付けない。

Eメールアドレス／seikatsuhogo@city.sapporo.jp

(2) 回答等

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該

質問者に対してのみ回答する。それ以外の質問については、隨時札幌市公式ホームページで公開する。

なお、提出期限までに到着しなかった「質問書」に対しては、原則回答しない。

7 企画提案参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、「企画提案参加意向申出書」（様式2）を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年1月8日（木） 17時まで（必着）

(2) 提出方法

Eメールにより受け付ける。メールの件名は「（事業者名）令和8年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務 企画提案参加意向申出書」とすること。

Eメールアドレス／seikatsuhogo@city.sapporo.jp

8 応募申請書及び企画提案書等の提出

(1) 提出資料

下記ア～カを提出すること。なお、イ以外については各1部提出とする。

ア 応募申請書（様式3）

イ 企画提案書

下記(ア)～(オ)の要件を満たしたうえで、別紙2「提案評価表」の評価基準（着眼点）に沿った形で作成し、紙媒体10部（正本1部、副本9部）及びPDF形式の電子媒体1式（DVD等）を提出すること。

(ア) 自由様式、A4片面印刷、30ページ以内（表紙及び目次を除く）

(イ) 表紙と目次を除き、ページの通し番号を付すること。

(ウ) 正本の表紙にのみ下記a～fの事項を記載すること。それ以外の部分には、提案事業者が類推できる表現は記載しないこと（伏せ字等を用いる等、工夫して対応すること）。

a 提案事業者の名称

b 事業者所在地

c 代表者の記名・押印

d 責任者の氏名

e 電話番号

f Eメールアドレス

(エ) 上記2の業務内容を実施するための企画について、下記a～fの事項を必ず記載し、提案すること。なお、記載する順番についてもa～fと揃えることとし、必要に応じ図や表を用いて、分かりやすい記載を心がけること。

a 業務への考え方及び理解

- ・ 生活保護及び生活困窮者自立支援制度・行政に対する考え方
- ・ 生活保護受給者及び生活困窮者の現状・支援の必要性に対する考え方

b 業務実施内容等

業務実施に際して、以下の事項について具体的に提案すること。

- ・ 参加者の自立助長に向けた支援メニュー（ボランティア、セミナー等）の提案・提供内容及び方法

- ・ 参加者の就労意欲向上やマンネリ化を防止するための工夫

- ・ 事業参加中断者及び終了者への対応

- ・ 協力事業所の現況（事業者数、事業内容等）、確保の考え方及び開拓方法

- ・ 各関係機関等に対する事業の周知活動

- ・ 各区保護課、自立相談支援機関との連携方法及びその工夫

- ・ 各区保護課又は自立相談支援機関と協力事業所との連携・調整方法及びその工夫

c 業務実施体制等

- ・ 本業務を実施するに当たっての管理運営・人員体制

- 配置予定の支援担当者の業務分担及び資格及び経歴等
- 支援担当者の支援スキル確保・向上のための対策や工夫
- 法令・制度の遵守及び苦情・トラブルへの回避と対処

d 同様又は類似する業務の実績

e 提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫による業務手法

f 事業者の組織の状況

(オ) 想定経費内訳書（自由様式、A4片面とする）を最終ページに添付すること。想定経費内訳書については、下記a～cの事項と積算根拠が分かるように記載すること。

a 人件費（賃金のほか、通勤手当、社会保険料などの法定福利費を含む）

b 諸経費（ただし、事業と関連性が認められない経費は計上できない。）

c 消費税及び地方消費税の額

ウ 企画提案の概要

A4両面で1枚に収まる簡潔な内容とし、電子データでも提出すること。

エ 事業提案者の直近1年間の收支予算書

オ 会報など事業提案者の活動内容のわかるもの

カ 任意団体の場合は代表者の身分証明書

(2) 提出期限

令和8年1月22日（木） 17時必着

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出後の取扱い

提出後の差替え、追加提出等には応じない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 失格

提出された企画提案書等が、本提案説明書が定めた体裁になっていない場合は失格とする。

(6) 取下

企画提案の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式4）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、提出された企画提案書等は返却しない。

9 選定方法

庁内関係部局の職員及び外部の有識者で構成する「令和8年度～令和10年度 就労ボランティア体験事業委託業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置し、下記「10 評価」により書類審査及びヒアリング審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査について

応募者が4者以上となった場合、提出書類による一次審査（書類審査）を実施し、上位3者を選定する。書類審査の結果については、企画提案者全員に令和8年1月下旬に文書で通知する予定である。

(2) ヒアリング審査について

企画提案（一次審査を実施した場合は一次審査を通過した企画提案に限る）について、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを下記のとおり実施する。

ア 令和8年2月上旬に実施する予定である。

イ 審査については、企画提案者によるプレゼンテーションとヒアリングにより行う。

ウ 出席者の人数制限、持ち時間等の詳細については、ヒアリング審査の対象者に別途連絡する。

エ ヒアリング審査後の結果については、ヒアリング審査の対象者に対してのみ、令和8年2月下旬を目途に文書で通知する。

10 評価

(1) 評価基準は別紙2「提案評価表」によるものとし、満点の6割を最低基準点と定める。

(2) 集計にあたっては、事業者ごとに、委員による採点の最高点と最低点を除いた、中位の点数の合計点により順位を決定する。

- (3) 審査の結果、委員会委員の評価合計が同点となった場合は、委員の協議により契約候補者を選定する。
- (4) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員評価の合計点が高い順に通過者を決定する。
- (5) ヒアリング審査においては、一次審査を実施した場合はその結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、委員評価の合計点が最も高い提案者を契約候補者とする。
- (6) 提案者が1者となった場合、委員評価の合計点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

11 参加資格の喪失

参加資格を有することについて確認を受けた者が、評価を確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当することになった場合、評価対象としないものとする。契約候補者については、選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した、又は満たさないこととなったとき
- (2) 企画提案に当たって、虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触した、又は利害関係を有するものとなったとき
- (4) 企画提案者及びその関係者が、選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
- (5) その他、実施委員会が不適格と判断したとき

12 契約

- (1) 実施委員会において決定された契約候補者は、事業実施にあたり、「札幌市契約規則」の規定に基づき、随意契約の方法により札幌市と委託契約を締結する。
- (2) 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉を行う場合がある。
- (3) 企画提案に当たり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- (4) 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は原則として認めないが、契約の際には、企画提案の内容を基に具体的な委託内容について調整することがある。

13 参考資料

- (1) 札幌市地域福祉社会計画2024
- (2) 就労ボランティア体験事業（被保護者）実施要領
- (3) 就労ボランティア体験事業（生活困窮者）実施要領
- (4) 就労準備支援事業の手引き（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- (5) 札幌市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱
- (6) 札幌市情報公開条例

14 その他

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 著作権に関する事項について
 - ア 提出された企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、第三者の著作権、著作人格権、その他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は自己の責任及び費用においてこれを解決するものとする。また、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 企画案が採用となった場合、本件企画競争のために作成した全ての提出書類に係る著作権等は、札幌市に帰属するものとする。
 - オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めると

ころにより公開する場合がある。

15 各資料の提出先・問合せ先

札幌市保健福祉局総務部保護課自立支援担当

(住所: 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所3階北側)

担当 井上、辻村

Tel 011-211-2992 Fax 011-218-5180

受付時間 平日 9:00~17:00